H31-21000-00523 令和元年 9月25日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県監査委員 濵本 磨毅穂

同 砺山和仁

同 山田 朋子

同 山本 由夫

平成30年度決算に基づく長崎県財政健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類、同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、その審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度決算に基づく長崎県財政健全化判断比率 及び資金不足比率に係る審査意見書

第1 審査の対象

平成 30 年度長崎県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率(以下 「健全化判断比率」という。)及び各公営企業会計の決算に基づき会計毎に 算定した資金不足比率、並びにこれらの基礎となる事項を記載した書類を 対象に、審査を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

1 健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率

| () 12 10 / 3 21 / 00 1 | | | | |
|-------------------------|----------|----------|--------|-------|
| 健全化判断比率名 | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 | 早期健全化 |
| | 比率 | 比率 | (ポイント) | 基準 |
| 実質赤字比率 | - | - | - | 3.75% |
| 連結実質赤字比率 | - | - | - | 8.75% |
| 実質公債費比率 | 11.9% | 12.3% | 0.4 | 25% |
| 将来負担比率 | 196.8% | 193.9% | 2.9 | 400% |

^{「-」:}実質黒字のために比率が発生しないもの。

(2) 資金不足比率

| 会 計 名 | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 増 減 | 経営健全化 |
|------------|----------|----------|--------|-------|
| | 比率 | 比率 | (ポイント) | 基準 |
| 交通事業会計 | - | - | - | |
| 港湾整備事業会計 | - | - | - | |
| 長崎魚市場特別会計 | - | - | - | 20% |
| 流域下水道特別会計 | - | - | - | |
| 港湾施設整備特別会計 | - | - | - | |

^{「-」:}資金不足がなく、比率が発生しないもの。

2 個別意見

(1) 健全化判断比率について

実質赤字比率について

実質収支が黒字であり、実質赤字比率は発生せず、良好である。

連結実質赤字比率について

連結実質収支が黒字であり、連結実質赤字比率は発生せず、良好である。

実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度より 0.4 ポイント減少し 11.9% となっている。早期健全化基準の 25%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率について

将来負担比率は、前年度より 2.9 ポイント増加し 196.8% となっている。早期健全化基準の 400%と比較すると、これを下回っている。

以上のとおり、健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準を下回っている。

しかしながら本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを 地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない状況のなか、社会保障 関係経費など義務的経費の増加も予想され、引き続き厳しい財政運営 となっている。

このような本県財政を取り巻く環境において、今後の行財政運営にあたっては、平成 28 年度から取り組んでいる「長崎県行財政改革推進プラン」を着実に実施するとともに、さらに事業の効率化や重点化を推し進めることで収支の改善を図っていくことが望まれる。

(2) 資金不足比率について

交通事業会計等該当の 5 会計全てにおいて資金不足がなく、資金不足比率は発生せず、良好である。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項はない。